

議案第39号

石垣市下水道条例の一部を改正する条例

石垣市下水道条例(平成24年石垣市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正を要するため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市下水道条例(平成24年石垣市条例第43号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができる。</u></p>